

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一六年一月二五日法律第一四一号)

一、提案理由(平成一六年一月五日・衆議院国土交通委員会)

北側国務大臣 ただいま議題となりました住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

平成十四年三月に閣議決定した公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画において、政府全体として公益法人に係る改革に取り組んでいる中、住宅の品質確保の促進等に関する法律についても、所要の見直しを行うものであります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、住宅性能評価等の業務について、国が指定した法人等が実施する制度を、国により登録された法人等が実施する制度等に改めることとしております。

第二に、国による登録を受けるための基準を法律に明示するとともに、登録された法人等には財務諸表等の公開を義務づける等、登録制度の透明性の確保を図ることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

なお、この法律案において、「製造をする者」とすべきところを「製造者」としている箇所が一カ所ございます。ここにおわびを申し上げますとともに、今後法案の作成に慎重を期してまいりたいと思っておりますので、この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成一六年一月九日)

橋康太郎君 ただいま議題となりました住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公益法人に係る改革を推進するため、国土交通大臣が指定した者が住宅性能評価等を実施することができる制度について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、住宅性能評価等の業務について、国が指定した法人等が実施できる制度を国により登録された法人等が実施できる制度等に改めること、

第二に、国による登録を受けるための基準を法律に明示する等登録制度の透明性の確保を図ること、

第三に、罰則等について所要の改正を行うことなどであります。

本案は、去る十一月四日日本委員会に付託され、同月五日北側国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告（平成一六年一月一七日）

田名部匡省君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、住宅性能評価等の業務について、実施する者の指定制度を、登録制度に改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、住宅性能評価機関等の登録制移行の効果、住宅性能表示制度の普及促進策、住宅性能評価手数料の在り方、欠陥住宅問題への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して仁比委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

以上、報告を申し上げます。